

# 環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業

## 要求水準書

平成19年 1月

江 別 市

## 目 次

<b>第 1 総則</b> .....	<b>1</b>
1 計画概要 .....	1
2 一般事項 .....	4
3 運営・維持管理条件 .....	14
<b>第 2 運営・維持管理体制</b> .....	<b>16</b>
1 全体組織計画 .....	16
2 労働安全衛生・作業環境管理体制 .....	17
3 防火管理体制 .....	18
4 連絡体制 .....	18
5 施設警備・防犯体制 .....	18
6 見学者対応 .....	18
7 市民対応 .....	18
8 帳票類の管理 .....	18
9 調査票の回答 .....	19
10 本件施設への江別市職員の常駐 .....	19
11 地域経済への配慮 .....	19
<b>第 3 運転管理業務</b> .....	<b>20</b>
1 受入管理共通事項（焼却施設・破碎施設） .....	20
2 運転管理共通事項（焼却施設・破碎施設） .....	20
3 焼却施設に係る運転管理業務 .....	21
4 破碎施設に係る運転管理業務 .....	24
5 新・旧最終処分場運転管理共通事項 .....	25
6 新最終処分場に係る運転管理業務 .....	26
7 旧最終処分場に係る運転管理業務 .....	29
8 計量棟に係る運転管理業務 .....	30
<b>第 4 維持管理業務</b> .....	<b>31</b>
1 維持管理共通事項 .....	31
2 焼却施設に係る維持管理業務 .....	34
3 破碎施設に係る維持管理業務 .....	36
4 新最終処分場に係る維持管理業務 .....	37
5 旧最終処分場に係る維持管理業務 .....	38
6 計量棟に係る維持管理業務 .....	39
7 その他建築物・関連設備等に係る維持管理業務 .....	39

<b>第 5 環境管理業務</b> .....	<b>41</b>
1 環境保全基準 .....	41
2 環境保全計画 .....	41
3 新最終処分場の環境管理計画 .....	41
4 旧最終処分場の環境管理計画 .....	42
<b>第 6 防災管理業務</b> .....	<b>44</b>
1 二次災害の防止 .....	44
2 緊急対応マニュアルの作成 .....	44
3 自主防災組織の整備 .....	44
4 防災訓練の実施 .....	44
5 事故報告書の作成 .....	44
<b>第 7 その他関連業務</b> .....	<b>45</b>
1 清掃 .....	45
2 植栽管理 .....	45
3 除雪 .....	45
4 保険 .....	45

## 第1 総則

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、江別市が環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）に対して要求するサービス水準を示し、応募者の提案に指針を与えるものである。

要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については募集要項等（募集要項、要求水準書、様式集、優先交渉権者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案））に明記されていない事項であっても、事業者の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

### 1 計画概要

#### (1) 事業目的

本事業は、(5)対象施設で示す江別市が保有する施設（建築物、設備を含み以下「本件施設」という。）に関し、事業者が本件施設の基本性能を発揮させ、運転、維持管理、補修及び更新を含めた包括的な運営管理を実施するものである。

なお、本件施設基本性能の発揮とは、施設機器を稼働させ、その状況を監視すること及び制御すると共に、施設の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品の調整並びに施設の点検等を行い、点検等により発見された施設の不良箇所の修繕や部品交換等により、施設の性能を常時適切な状態に保つことをいう。

#### (2) 事業名

環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業

#### (3) 事業実施場所

北海道江別市八幡122番地外

#### (4) 事業内容

本事業における業務は、運転管理業務、維持管理業務、計量業務、環境管理業務、防災管理業務、その他関連業務である。

事業者は、本件施設の運営管理業務に必要な資材等の調達は自ら行うものとするが、別途閲覧に供する「特定部品リスト」に示す本件施設のプラント設備施工者（以下、「施工者」という。）の製品の調達又は施工者の有する特許権の使用に際し、施工者の協力を求めることができるものとする。

(5) 対象施設

環境 クリーン センター	稼動開始	平成14年12月1日
	工場棟	建築面積 6,748m <sup>2</sup> 延べ面積 10,298m <sup>2</sup> SRC造 地下1階、地上6階
	焼却施設	規模：140t/日 70t/日(24時間)×2系 処理対象物：可燃ごみ 処理方式：ガス化溶融方式(キルン式) 炉形式：全連続燃焼式 投入方式：ピット&クレーン 公害防止設備：バグフィルター+触媒反応塔 発電設備：蒸気タービン 出力 1,980kW その他(注1)
	破碎施設	規模：破碎・選別・圧縮施設 35t/日(5時間) 処理対象物：不燃ごみ、粗大ごみ 処理設備：破碎(粗破碎機+回転式破碎機) 選別(回転ふるい、磁力選別機、風力選別機、アルミ選別機) 圧縮(金属プレス機) 除じん設備：サイクロン+バグフィルター その他(注1)
	管理諸室 (主な室名等)	1階 事務室・食堂 2階 小会議室×2・大会議室 3階 事務室・控室×3・分析室・書庫・中央操作室 その他(注1)
	計量棟	建築面積 132m <sup>2</sup> 延べ面積 132m <sup>2</sup> ロードセル式計量機×2基 計量事務室 その他(注1)
	資材庫	延べ面積 30m <sup>2</sup>
	洗車棟	建築面積 74m <sup>2</sup> 延べ面積 74m <sup>2</sup>
新最終処分場	埋立処分場 浸出水処理施設	埋立面積：34,000 m <sup>2</sup> 埋立容量：78,000 m <sup>3</sup> 埋立対象物：焼却残さ、破碎不適物、資源残さ、破碎残さ、覆土 浸出水処理施設規模：85 m <sup>3</sup> /日 浸出水処理方式：生物処理(回転円板法)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着 浸出水調整池：5,800 m <sup>3</sup> 侵入防止柵 H=1.5m L=186m 飛散防止柵 H=1.8m L=309.77m 浸出水処理施設 RC造 地下1F 地上2F 延べ面積 605m <sup>2</sup> その他(注1)

旧最終処分場	埋立処分場 浸出水処理施設 (埋立終了)	埋立面積：69,350 m <sup>2</sup> 埋立容量：463,460 m <sup>3</sup> 浸出水処理施設規模：60 m <sup>3</sup> /日 浸出水処理方式：生物処理(活性汚泥法)+凝集沈殿 汚水処理場 RC造1F 110m <sup>2</sup> 管理事務所 SF造1F 114m <sup>2</sup> 侵入防止柵 H=3m L=1,084m その他(注1)
その他関連設備等		井戸設備 エレベータ 2基(環境クリーンセンター) 合併処理浄化槽(環境クリーンセンター 60人槽、浸出水処理施設 5人槽) 駐車場、構内道路、植栽 スラグストックヤード その他構内設備(煙突、避雷針など)

(注1) その他とは、各施設に付属する建築設備(電気・通信、衛生・空調、防災・消防、ガス設備等)である。

(6) 事業期間

運営準備期間：平成19年7月上旬から平成19年9月30日まで

運 営 期 間：平成19年10月1日から平成34年3月31日まで

(運営準備期間とは、事業者の運転員等が、江別市又は江別市が指定する者から、本件施設の運転等についての教育・訓練を受ける等の方法により、事業者が本件施設の運転等の引き継ぎをするための準備期間である。運営準備に関し必要な費用は、全て事業者の負担とする。)

(7) 運転教育

ア 運転教育計画の作成

事業者は、運転管理対象施設に関して、運営準備期間中に、江別市と協議のうえ、運転教育計画を作成し江別市へ提出しなければならない。また、事業者は、作成した運転教育計画をもとに、既存運転受託者及び江別市又は江別市が指定する者より本件施設の運転管理等の引継ぎを行わなければならない。

イ 運転要員の確保

運営準備期間に係る運転管理等の教育・訓練を受ける要員については、予め事業者が確保すること。

## 2 一般事項

### (1) 基本方針

事業者は本事業の運営・維持管理に当たって、本件施設が江別市の循環型社会形成の中核の一つであること又、地域住民・近隣市町村の理解の上で運営されていることを十分自覚し、模範的な運営・維持管理に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

#### ア ごみの適正処理

江別市及び新篠津村より発生するごみを常に滞ることなく適正に処理できるよう配慮すること。

- ・安定した適正な運転の確保
- ・市民及び近隣市町村に安全性・安心感を与える施設の運営・維持管理

#### イ 環境の保全

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

- ・公害防止の配慮
- ・省エネルギー対策の構築
- ・リサイクル・再資源化への努力と積極的な推進

#### ウ 安全の確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、天災や事故等においても迅速な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の維持管理をすること。

- ・本件施設の安全性の確保
- ・天災や事故発生後の二次災害の発生防止
- ・天災・事故等による大量排出ごみの適正処理への積極的な対応
- ・安全管理体制マニュアルの作成（災害・防災等）

#### エ 経済性への配慮

本件施設の運営・維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営を行えるよう配慮すること。

- ・長期的視野に立った事業運営の確立
- ・事業運営組織の効率的な運用

### (2) 要求水準書の遵守

事業者は、要求水準書に記載される要件について、本事業運営期間中遵守すること。

### (3) 関係法令等の遵守

事業者は本事業運営期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「ダイオキシン類対策特別措置法」等の関係法令等を遵守すること。

表1.2.1 に関係法令等の例を示す。

表1.2.1 関係法令等例示

法令等	法令等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	高圧ガス取締法
都市計画法	一般高圧ガス保安規則
建築基準法	有機溶剤中毒予防規則
建設業法	酸素欠乏症等防止規則
消防法	電気設備に関する技術基準
道路法	電気工作物の溶接に関する技術基準
道路交通法	クレーン等安全規則
下水道法	クレーン構造規格
水道法	クレーン過負荷防止装置構造規格
環境基本法	電気機械器具防爆構想規格
ダイオキシン類対策特別措置法	溶接技術検定基準 (JIS Z 3801)
大気汚染防止法	ボイラ及び圧力容器安全規則
水質汚濁防止法	ボイラ構造規格
騒音規制法	圧力容器構造規格
振動規制法	日本工業規格 (JIS)
悪臭防止法	日本農林規格 (JAS)
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	電気規格調査会標準規格 (JEC)
労働基準法	日本電気工業会標準規格 (JEM)
労働安全衛生法	電線技術委員会標準規格 (JCS)
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	日本油圧工業会規格 (JOHS)
航空法	内線規程
電波法	電気供給規程
有線電気通信法	ゴンドラ安全規則
電気事業法	地方自治法
電気工事士法	グリーン購入法
電気用品取締法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
計量法	ごみ処理施設性能指針
事務所衛生基準規則	江別市環境基本条例
危険物の規制に関する規則・政令	北海道公害防止条例
特定化学物質等障害予防規則	江別市の条例・規則等
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	生活環境影響調査
	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等

(4) 官公庁等の指導等

事業者は本事業運営期間中、官公庁等の指導等に従うこと。なお、関係法令等改正に伴い本件施設の改修等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

(5) 他市町等の公害防止協定等

事業者は、札幌市との「廃棄物焼却施設の維持管理等に関する協定」、当別町との「公害防止協定」、八幡地域振興検討委員会及び八幡自治会との「覚書」を遵守すること。

(6) 官公庁等への申請

事業者は、江別市が行う本件施設の運営・維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、江別市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営・維持管理に係る申請等に関しては、事業者の責任と負担により行うこと。



(7) 江別市及び官公庁等への報告

事業者は、本件施設の運営・維持管理に関して、江別市及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、江別市の指示に従うこと。

(8) 周辺での事業等への協力

事業者は、本事業計画地内及び周辺で江別市及び関係団体が行う事業等に対し、江別市の要請に基づき協力すること。

(9) 江別市等の検査等

事業者は、江別市等が事業者の運転や設備の点検等を含む運営・維持管理全般に対する立ち入り検査等を実施する時は、事業者は、これに全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

(10) マニュアル及び計画書の作成

事業者は、本事業遂行において事業者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、江別市との協議により作成し提出すること。なお、江別市との協議を要しない軽微なものの場合には、作成後速やかに江別市の承諾を得ると共に提出すること。

(11) 基本性能

要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ本件施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは、建設工事において本件施設の設計を最終的に取りまとめた図書をいう。

(12) 処理対象ごみ・搬出物

ア 処理対象ごみ

本事業における処理対象ごみ及び資源物並びに搬出物は表1.2.2に示すとおりである。

表1.2.2 処理対象ごみと資源物・搬出物

項目	内容
処理対象ごみ	・ 江別市から排出される一般廃棄物 ・ 新篠津村から搬入される一般廃棄物
資源物	・ 鉄類、アルミ、溶融スラグ、ミックスメタル
搬出物	・ 焼却残さ、処理不適物、破碎残さ

(13) 公害防止条件

本事業における本件施設での公害防止条件は、以下のとおりである。

ア 排出ガス基準（焼却施設、破砕施設）

表1.2.3 排ガス基準

項目	目標値	備考
ばいじん量	0.01g/m <sup>3</sup> N 以下	
ダイオキシン類	0.05ng -TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	
硫黄酸化物	K 値 = 3 以下	395ppm
塩化水素	100mg/m <sup>3</sup> N 以下	61.4ppm
窒素酸化物	50cm <sup>3</sup> /m <sup>3</sup> N 以下	50ppm
一酸化炭素	30ppm 以下	4時間平均値、100ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させない。

(注) 排出濃度は酸素濃度12%換算値とする。

イ 排水基準（環境クリーンセンター）

プラント系排水は、焼却施設の排水処理設備にて処理後、施設内のプラント用水として再利用し、施設外へは放流しないクローズド方式である。

生活系排水は、合併浄化槽で処理後に調整池より河川へ放流する。

表1.2.4 生活系排水の排水基準

項目	基準・範囲
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6
溶存酸素量	1.0 mg/ 以上
透視度	20度以上
残留塩素	検出されること

## ウ 放流水の排水基準（新最終処分場）

新最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（維持管理計画）において定めた表1.2.5に示す排水基準とする。

表 1.2.5 放流水の排水基準（新最終処分場）

項目	計画処理水質
BOD	20mg/ 以下
SS	10mg/ 以下
Ca <sup>2+</sup>	100mg/ 以下
ダイオキシン類	10pg -TEQ/ 以下

その他の項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）」の排水基準による。

表 1.2.6 基準省令の排水基準

水 質 項 目	排 水 基 準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	1 リットルにつき水銀 0.005 ミリグラム以下
カドミウムおよびその化合物	1 リットルにつきカドミウム 0.1 ミリグラム以下
鉛およびその化合物	1 リットルにつき鉛 0.1 ミリグラム以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびエチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト(別名E P N)に限る)	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.5 ミリグラム以下
砒素およびその化合物	1 リットルにつき砒素 0.1 ミリグラム以下
シアン化合物	1 リットルにつきシアン 1 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.3 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
シス1,2-ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.4 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.06 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.2 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
セレンおよびその化合物	1 リットルにつきセレン 0.1 ミリグラム以下
ほう素およびその化合物	1 リットルにつき、当分の間 50 ミリグラム以下
ふっ素およびその化合物	1 リットルにつき、当分の間 15 ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	1 リットルにつき、当分の間アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量 200 ミリグラム以下
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に検出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物学的酸素要求量	1 リットルにつき 60 ミリグラム以下
化学的酸素要求量	1 リットルにつき 90 ミリグラム以下
浮遊物質	1 リットルにつき 60 ミリグラム以下
フルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
フルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	1 リットルにつき 30 ミリグラム以下
フェノール類含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
銅含有量	1 リットルにつき 3 ミリグラム以下
亜鉛含有量	1 リットルにつき 5 ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1 リットルにつき 10 ミリグラム以下
クロム含有量	1 リットルにつき 2 ミリグラム以下
大腸菌群数	1 立方センチメートルにつき日間平均 3,000 個以下
窒素含有量	1 リットルにつき 120 (日間平均 60) ミリグラム以下
磷含有量	1 リットルにつき 16 (日間平均 8) ミリグラム以下

エ 放流水の排水基準（旧最終処分場）

旧最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（維持管理計画）において定めた表1.2.7に示す排水基準とする。

表 1.2.7 放流水の排水基準（旧最終処分場）

項目	計画処理水質
BOD	30mg/ 以下
ダイオキシン類	10pg -TEQ/ 以下

その他の項目は、基準省令の排水基準による。

オ 飛灰（脱塩固化物）処理物に係る溶出基準（焼却施設）

飛灰処理物に係る溶出基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（総理府令第5号、昭和48年2月17日）を満たすこと。

表 1.2.8 飛灰処理物に係る溶出基準

項目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/ 以下
カドミウム又はその化合物	0.3mg/ 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/ 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/ 以下
六価クロム化合物	1.5mg/ 以下
ひ素又はその化合物	0.3mg/ 以下

カ ダイオキシン類に係る処理基準（焼却施設）

ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及びダイオキシン類対策特別措置法を遵守すること。

表1.2.9 ダイオキシン類に係る処理基準

項目	基準値
焼却残さ	3ng -TEQ/g 以下
溶融スラグ	3ng -TEQ/g 以下

キ 粉じん基準（破碎施設）

破碎施設の集塵装置排気筒出口において、表1.2.10に示す基準とする。

表 1.2.10 粉じん基準

項目	基準値
粉じん	0.1 g/m <sup>3</sup> N 以下

ク 騒音基準（全施設）

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線において表1.2.11に示す基準とする。

表 1.2.11 騒音基準

昼 間 AM8:00 ~ PM7:00	朝・夕 AM6:00 ~ AM8:00 PM7:00 ~ PM10:00	夜 間 PM10:00 ~ 翌日 AM6:00
55 dB 以下	45 dB 以下	40 dB 以下

ケ 振動基準（全施設）

本件施設から発生する振動については、敷地境界線において表1.2.12に示す基準とする。

表 1.2.12 振動基準

昼 間 AM8:00 ~ PM7:00	夜 間 AM8:00 ~ PM7:00
60 dB 以下	55 dB 以下

コ 悪臭基準（全施設）

敷地境界線において表1.2.13に示す基準とする。また、第2号規制基準（気体排出口における臭気指数規制基準）もこれに準ずること。

表 1.2.13 悪臭基準

項 目	基 準 値 (ppm)	項 目	基 準 値 (ppm)
アンモニア	1 以下	イソ吉草酸	0.001 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	トルエン	10 以下
硫化水素	0.02 以下	キシレン	1 以下
硫化メチル	0.01 以下	酢酸エチル	3 以下
二硫化メチル	0.009 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	イソブタノール	0.9 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	プロピオンアルデヒド	0.05 以下
スチレン	0.4 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
プロピオン酸	0.03 以下	イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	ノルマルパレルアルデヒド	0.009 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	イソパレルアルデヒド	0.003 以下
臭気濃度 10以下			
臭気強度 2.5に換算した悪臭物質濃度以下			

(14) 用役条件

ア 環境クリーンセンター（焼却施設、破砕施設、管理諸室、計量棟等）

(ア) 給排水

生活用水、ボイラ給水は水道水、その他プラント用水、浴槽水・トイレ水等は井水を使用する。

プラント排水は施設内で処理した後、再使用するクローズドシステムである。生活排水は、合併処理浄化槽にて処理する。

(イ) 電気

現施設の受電方式は電力会社よりの高圧6.6kV 1回線受電方式及び自家発電補給設備である。

(ウ) 電話

事業者用外線は必要分を事業者が新規で引き込むこととし、新規の引き込みに係る費用については事業者が負担すること。

(エ) ガス

ガスについては、焼却施設のバーナー点火用であり、プロパンガスを使用する。

(オ) 燃料

助燃及び加温ボイラ燃料として灯油を使用する。

(カ) 薬剤

排ガス処理、排水処理、残さ処理等に薬剤を使用する。

(キ) 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

イ 新最終処分場

(ア) 給排水

浸出水処理施設的生活用水、ボイラ給水は水道水、その他プラント用水、トイレ水等は井水を使用する。

施設内の排水は、原水槽へ送り系内処理した後放流する。また、生活系排水は合併処理浄化槽にて処理した後、原水槽へ送り系内処理をして放流する。

(イ) 電気

焼却施設電気室高圧分岐盤より、浸出水処理施設受電室に電源（高圧6.6kV）が供給されている。

(ウ) 電話

管理室に環境クリーンセンターとの連絡用の内線電話設備がある。事業者用外線が必要な場合は事業者が新規で引き込むこととし、新規の引き込みに係る費用については事業者が負担すること。

(エ) 燃料

加温ボイラ燃料として灯油を使用する。

(オ) 薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

(カ) 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

ウ 旧最終処分場

(ア) 給排水

プラント用水は水道水を使用する。施設内の排水は、原水槽へ送り系内処理した後放流する。

(イ) 電気

浸出水処理施設の受電方式は、電力会社よりの低圧(単相3線100-200V、三相3線200V)受電方式である。

(ウ) 電話

事業者用外線が必要な場合は事業者が新規で引き込むこととし、新規の引き込みに係る費用については事業者が負担すること。

(エ) 薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

(オ) 油脂類

各設備、機器類等に使用する。

(15) 車両・重機等

事業者が、本事業において必要な車両・重機等は、本件施設の運転管理・維持管理に支障のないものを用意すること。

ただし、次ページ表1.2.14に掲げる江別市が所有する車両・重機については、事業者が要否について判断し江別市と協議すること。当該車両・重機を使用する場合、江別市は、無償(重量税・自賠責保険料は江別市が負担)で事業者に貸与するが、維持管理費(燃料、任意保険料、検査・点検・整備費用、車検、不要になった場合の廃車処分等を含む)は、事業者が負担すること。

なお、江別市は貸与した車両・重機の更新は行わない。車両等の更新が必要となった場合は、事業者が代替車両等を用意すること。



表1.2.14 車両・重機一覧（現況：江別市所有分）

	種類（メーカー）	規格・能力等	取得年月日	備考
江別市が 所有し、 事業者 に貸与 する もの	4tダンプ車（いすゞ）	U-FRR32D1D 7.12KWL	H6.5.31	
	ホイールローダー（三菱）	定格出力 5.21KWL	H4.7.29	
	ブルドーザー（三菱）	型式 25D	H3.7.10	
	フォークリフト（小松）	型式 FD20 排気量 2775CC	H15.2.18	

（16）災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を江別市が実施しようとする場合、事業者はその処理・処分に協力しなければならない。

### 3 運営・維持管理条件

（1）運営・維持管理

本事業の運営・維持管理は、以下に基づいて行うものとする。

- ア 募集要項
- イ 要求水準書
- ウ 事業契約書
- エ 質疑応答書
- オ 業務提案書
- カ 業務提案書参考図書
- キ その他江別市の指示するもの

（2）提出書類の変更

事業者より提出された応募書類において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において要求水準書を満足させる変更を行い提出するものとする。

（3）要求水準書記載事項

ア 記載事項の補足等

要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運営・維持管理のために事業者が必要と判断し、提案

した事項については、全て事業者の責任において実施しなければならない。

イ 参考図書の取り扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。

事業者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運営・維持管理のために事業者が必要と判断し、提案した事項については、全て事業者の責任において実施しなければならない。

(4) 契約金額の変更

事業提案の提出後に、第1, 3, (2) 及び(3) により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

## 第2 運営・維持管理体制

### 1 全体組織計画

事業者は、本事業にかかる業務実施体制について、以下により適切な全体及び施設別の組織構成を計画すること。

- (1) 事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置すること。
- (2) 事業者は、第3種電気主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、当該有資格者については、本件施設における電気事業法上の主任技術者に選任し、常駐させること。
- (3) 事業者は、第2種ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置すること。なお、当該有資格者については、本件施設における電気事業法上の主任技術者に選任し、常駐させること。
- (4) 事業者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。表2.1.1に資格の種類を例示する。
- (5) 本件施設の運転管理を適切に行うための人員配置を行うこと。

表 2.1.1 有資格者一覧表（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設コース修了者、最終処分場コース修了者)	維持管理に関する技術上の業務及び維持管理の事務に従事する職員の監督
クレーン運転士	クラブトロリ式天井走行クレーンの運転
第3種電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
第2種ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理(常時50人以上の労働者を使用する事業場)
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理(常時50人以上の労働者を使用する事業場)
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物取扱者	危険物取扱作業の関する保安・監督
特定化学物質等作業主任者	アンモニア、硫酸等の取扱等作業の指揮・監督
第1種圧力容器作業主任者	アンモニア圧力容器の取扱等作業の指揮・監督
エネルギー管理員	エネルギー使用の合理化を図る

その他運営管理を行うに当たり必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

## 2 労働安全衛生・作業環境管理体制

事業者は、本事業にかかる労働安全衛生・作業環境管理体制について、以下により計画すること。

### (1) 作業環境管理基準

- ア 事業者は、本件施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。
- イ 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、江別市が設置する江別市環境クリーンセンターダイオキシン類対策委員会と連携し、委員会において策定されている「江別市環境クリーンセンターダイオキシン類ばく露防止推進計画」を遵守すること。
- ウ 事業者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。
- エ 法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、江別市と協議すること。

### (2) 作業環境管理計画

- ア 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。
- イ 事業者は、整備した安全衛生管理体制について江別市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに江別市に提出・報告すること。
- ウ 事業者は、運営期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。
- エ 事業者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。
- オ 事業者は、作業環境管理基準の遵守状況について江別市に報告・提出すること。
- カ 事業者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- キ 事業者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（基発第401号の2、平成13年4月25日）に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- ク 事業者は、ダイオキシン類のばく露防止上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。整備した体制について江別市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに江別市に提出・報告すること。
- ケ 事業者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全・衛生上、本件施設改善の必要がある場合は、江別市と協議のうえ実施すること。
- コ 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。
- サ 事業者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- シ 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催については、事前に江別市に連絡し、訓練実施後は報告書を提出するとともに、江別市の参加について

も協議すること。

ス 事業者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

### 3 防火管理体制

- (1) 事業者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について江別市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに江別市に提出・報告すること。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防火管理上、必要がある場合は、江別市と協議のうえ、本件施設の改善を行うこと。
- (4) 特に、ごみピットについては、入念な防火管理を行うこと。

### 4 連絡体制

事業者は、平常時及び緊急時の江別市等への連絡体制を整備し、提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も、速やかに江別市に提出・報告すること。

### 5 施設警備・防犯体制

- (1) 事業者は、本件施設等の警備・防犯体制を整備すること。
- (2) 事業者は、整備した施設警備・防犯体制について江別市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに江別市に提出・報告すること。
- (3) 事業者は、本件施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。
- (4) 事業者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

### 6 見学者対応

本件施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整等は江別市が行うものとし、事業者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うこと。

### 7 市民対応

事業者は、常に適切な運営・維持管理を行い、江別市の要請がある時は江別市とともに本件施設の運転状況の説明を行い、市民及び周辺住民の理解、協力を得るよう努めること。なお、市民等による意見等があった場合は、江別市との協議の上、適切に対応し、その結果を江別市に提出・報告すること。

### 8 帳票類の管理

事業者は、本事業に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用する。なお、江別市より報告・提出を求めた場合は速やかに提出すること。

## 9 調査票の回答

事業者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、江別市の指示に基づき対応すること。

## 10 本件施設への江別市職員の常駐

本件施設には、江別市職員が本事業の円滑な遂行と事業者へのモニタリングを目的として常駐する予定である。

常駐する人数は若干名を予定しており、常駐場所は環境クリーンセンター内とする。

江別市職員及び来庁者並びに見学者が直接的に費消する電気・水・トイレットペーパー等に係る経費は原則的に委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。

なお、当該事項に係る詳細は、優先交渉権者と別途協議して決定するものとする。

## 11 地域経済への配慮

事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。

### 第3 運転管理業務

#### 1 受入管理共通事項（焼却施設・破碎施設）

##### (1) 受入管理

- ア 事業者は、搬入されるごみ及び搬出物に対して適切な区分に従い、計量棟にて計量記録を行い受け入れ先の指示をすること。
- イ 事業者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本件施設周辺において搬入車両に行き先を指示すること。必要に応じて指導員を配置する等、適切な指示を行うこと。また、ダンピングボックスの操作を行うこと。
- ウ 事業者は、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行う等、搬入される廃棄物について処理不適物の除去及び混入防止に努めること。
- エ 事業者は、搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについてはその中身について確認すること。また、資源化が可能なものについては、資源化を行うこと。
- オ 事業者は、搬入された廃棄物に処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。
- カ 事業者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- キ 事業者は、江別市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。

##### (2) 適正処理

- ア 事業者は、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。
- イ 事業者は、施設より排出される焼却残渣等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。

##### (3) 適正運転

事業者は、関係法令、公害防止条件等を満たすように施設を運転管理すること。

##### (4) 残さの搬出

- 事業者は、施設より発生する焼却残さ等が関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認すること。
- 事業者は、破碎施設より発生する残さを、江別市の指示する所へ搬出運搬すること。

#### 2 運転管理共通事項（焼却施設・破碎施設）

##### (1) 運転管理体制

- ア 事業者は、施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- イ 事業者は、整備した運転管理体制について江別市に提出・報告し、江別市の承諾を得ること。
- ウ 事業者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに江別市に提出・報告し、江別市の承諾を得ること。

##### (2) 運転計画の作成

- ア 事業者は、江別市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、江別市に提出すること。
- イ 事業者は、年間運転計画に基づき、毎月、月間運転管理計画を作成し、江別市に提出すること。
- ウ 事業者は、作成した年間運転計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、江別市と協議のうえ、計画を変更し提出すること。

(3) 運転管理マニュアルの作成

- ア 事業者は、施設の運転操作並びに保守管理に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、提出した上江別市の承諾を得ること。
- イ 運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。
- ウ 事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転・保守を実施すること。
- エ 事業者は、江別市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善し、江別市に提出すること。

(4) 運転管理記録の作成及び報告・提出

事業者は、各施設機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、江別市に報告・提出すること。  
 なお、作成及び報告・提出する運転管理記録については次の帳票も含むこと。

- ア ごみピット残量推計表
- イ 破砕不適物報告書
- ウ 予備品・消耗品管理台帳
- エ その他、江別市が指定したもの

### 3 焼却施設に係る運転管理業務

(1) 焼却施設の運転管理

事業者は、焼却施設の各設備を適切に運転管理し、焼却施設の基本性能（第1, 2, (11) 参照）を発揮させ、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的な運転管理に努めること。

(2) 運転条件

事業者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

ア 処理量

本事業運営期間中の処理量の参考値として、表3.3.1及び表3.3.2に平成17年度の実績を示す。

表 3.3.1 一般委託収集、事業系許可搬入、直接搬入の合計量

燃 や せ る ご み	27,298.50 t
燃 や せ な い ご み	6,541.40 t
直 接 埋 立 ご み	292.47 t
合 計	34,132.37 t



表3.3.2 燃やせるごみ等の処理状況（参考：平成17年度実績値）

		燃やせるごみの処理	
搬入量	燃やせるごみ搬入量	27,298.50	t
	破砕施設からの選別可燃物	5,656.07	t
	合 計	32,954.57	t
処理量		33,018.65	t
1号炉	稼働日数	255	日
	稼働時間	6,001	時間
2号炉	稼働日数	242	日
	稼働時間	5,717	時間

イ 運転時間

施設の運転時間は24時間/日とする。

ウ ごみ質

表3.3.3 燃やせるごみのごみ質（参考：平成17年度実績）

項目		平成17年度平均値	単 位
ごみの種類組成	紙類	28.27	%
	布類	7.24	%
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	53.07	%
	木・竹・わら類	4.10	%
	ちゅう芥類	6.57	%
	不燃物類	0.30	%
	その他	0.00	%
単位容積重量		126.96	kg/m <sup>3</sup>
三成分	水分	21.33	%
	灰分	8.66	%
	可燃分	70.00	%
低位発熱量(計算値)		12,650(3,022)	kJ(kcal)/kg
低位発熱量(実測値)		7,945(1,898)	kJ(kcal)/kg

エ 資源化物量、最終処分量

表 3.3.4 燃やせるごみの資源化物・処分量等の状況(参考:平成 17 年度実績値)

資源化物量	溶融スラグ	2,261.85 t
	ミックスメタル	740.37 t
	計	3,002.22 t
最終処分量	脱塩残さ固化物	951.89 t
	その他	100.26 t
	計	1,052.15 t

オ 公害防止条件

第1, 2, (13) 参照

カ 用役条件

第1, 2, (14) 参照

(3) 受入廃棄物の性状分析

事業者は、施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的(年4回以上)に廃棄物組成の分析・管理を行うこと。

(4) 資源物

事業者は、焼却施設より発生する溶融スラグ及びミックスメタルについて、事業者が責任をもって再資源化し有効利用すること。なお、資源物の売却時期については江別市の指示によるものとし、売却金は江別市に納入する。

(5) 搬出物の性状分析

ア 事業者は、施設より搬出される処理不適物、溶融スラグ、ミックスメタル、焼却残さ等の量について計量・管理を行うこと。

イ 事業者は、施設より搬出される脱塩残さ固化物、溶融スラグ等の性状について定期的に分析・管理を行うこと。

(6) 他施設へのエネルギー供給

ア 焼却施設において受電及び発電した電力を新最終処分場浸出水処理施設へ供給すること。

イ 焼却施設において受電及び発電した電力、及び焼却施設において発生した温水を八幡穀物乾燥センターへ無償で供給すること。

#### 4 破碎施設に係る運転管理業務

##### (1) 破碎施設の運転管理

- ア 事業者は、施設の各設備を適切に運転管理し、施設の基本性能（第1, 2, (11) 参照）を發揮させ、搬入される廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し適正に処理するとともに、経済的な運転に努めること。
- イ 事業者は、廃棄物の処理にあたり、資源化物の回収に努めること。

##### (2) 運転条件

事業者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

##### ア 処理量

運営期間中の処理量の参考値として、表3.4.1に平成17年度の実績を示す。

表3.4.1 破碎施設の稼働状況（参考：平成17年度実績）

搬入量 (燃やせないごみ)		6,541.40 t/年
稼働状況	稼働日数	234 日/年
	稼働時間	1,286 hr/年

##### イ 運転時間

施設の運転時間は、原則として、午前9時から午後5時までの間とする。

##### ウ 資源化物量、残さ量等の状況(平成17年度実績)

破碎施設における資源化等の状況は、表3.4.2に示すとおりである。

表 3.4.2 破碎施設の処理(参考：平成 17 年度実績値)

処理量	燃やせないごみ	6,447.02 t/年
処理内訳	焼却対象	5,656.07 t/年
	埋立対象	470.03 t/年
	鉄類	299.77 t/年
	アルミ類	21.15 t/年

##### エ 公害防止条件

第1, 2, (13) 参照

##### オ 用役条件

第1, 2, (14) 参照

(3) 資源物の保管

アルミ類、鉄類を圧縮・成型した資源物は、成型品貯留ヤードに保管するとともに、成型品の保管状況について江別市に報告・提出すること。なお、成型品の売却時期については江別市の指示によるものとし、売却金は江別市に納入する。

**5 新・旧最終処分場運転管理共通事項**

(1) 浸出水処理施設運転時間

- ア 浸出水処理施設は、原則として処理対象期間中連続運転とする。
- イ 停電時及び停止時は、別途江別市の指示に従うこと。

(2) 公害防止条件

第1, 2, (13) 参照

(3) 用役条件

第1, 2, (14) 参照

(4) その他の基本条件

- ア 関係法令等を遵守し、適切な運営を行なうこと。
- イ 合理的かつ効率的な事業実施に努めること。
- ウ 環境汚染の発生の未然防止に努めること。
- エ 施設の環境を安全かつ快適に保ち、従事者等の健康被害を未然に防止すること。
- オ 従事者に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の運転管理について、定期的な教育指導を行うこと。
- カ 埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮すること。
- キ 江別市への報告・提出を適切に行うこと。
- ク 事業者は事業の遂行にあたり必要な各種マニュアル、計画書等を作成すること。

(5) 浸出水処理施設の運転管理

事業者は、浸出水処理施設の運転管理に当たり、以下の事項等に留意すること。

- ア 公害防止条件を遵守した放流水質を確保すること。
- イ 各機器の機能及び用途を十分に理解し、運転計画に基づき適正な運転管理を行うこと。
- ウ 気象条件にあわせた的確な運転管理を行なうこと。
- エ 備品、什器、物品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

(6) 運転管理体制

- ア 事業者は、埋立作業及び浸出水処理施設の運転等を適切に実施するために、運転管理体制を整備すること。
- イ 事業者は、整備した運転管理体制について江別市に報告・提出し、江別市の承諾を得ること。
- ウ 事業者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに江別市に報告・提出し、江別市の承諾を得ること。

(7) 運転管理計画書、マニュアルの作成

- ア 事業者は、運転管理に関する以下の書類を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。
  - (ア) 搬入管理マニュアル(埋立廃棄物受入基準を含む)
  - (イ) 埋立作業マニュアル

- (ウ) 搬入管理計画書
  - (エ) 埋立作業計画書
  - (オ) 浸出水処理施設運転管理マニュアル
  - (カ) 浸出水処理施設運転管理計画書
  - (キ) 廃止に係るモニタリング計画書
  - イ 浸出水処理施設運転管理マニュアル
    - (ア) 事業者は、浸出水処理施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成・提出し、江別市の承諾を得ること。
    - (イ) 運転管理マニュアルには、放流水等の水質分析の実施について定めること。
    - (ウ) 運転管理マニュアルには、事故の発生防止対策等の安全面に関して定めること。
    - (エ) 事業者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。
    - (オ) 事業者は、江別市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善し、江別市に提出すること。
  - ウ 浸出水処理施設運転計画書
    - (ア) 事業者は、江別市と協議のうえ、施設の点検、補修等を考慮した年間運転保守計画を毎年度作成し、江別市に提出すること。
    - (イ) 事業者は、年間運転保守計画に基づき、毎月、月間運転・保守計画を作成し、江別市に提出すること。
    - (ウ) 事業者は、作成した年間運転保守計画及び月間運転保守計画に変更が生じる場合、江別市と協議のうえ、計画を変更し提出すること。
- (8) 運転管理記録の作成及び報告
- 事業者は、埋立処分量、各施設機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、測定値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、江別市に報告・提出すること。
- また、市民等からの苦情及び事故、その他江別市が報告を要求する場合は速やかに報告・提出すること。
- (9) 廃止に係るモニタリング計画
- 事業者は「廃止に係るモニタリング計画書」を作成・提出し、江別市が承諾した計画書に基づき、定期的にモニタリングを実施すること。
- (10) 廃止基準への適合
- 事業者から提出される水質分析結果等をふまえ、江別市が北海道へ廃止確認申請書を提出し、北海道が廃止の確認を行った後、旧最終処分場の運転管理・維持管理は終了する。なお、廃止後における施設・設備の撤去・改造等については江別市が行う。

## 6 新最終処分場に係る運転管理業務

事業者は、新最終処分場の各設備を適切に運転管理し、新最終処分場の基本性能（第1, 2, (11)参照）を発揮させ、埋立地に搬入される埋立廃棄物及び発生する浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理処分するとともに、経済的な運転管理に努めること。

### (1) 運転条件

事業者は、以下に示す条件に基づき、搬入される埋立廃棄物を滞りなく処分できるように、施設を適切に運転管理すること。

ア 埋立処分量

運営期間中の処理量の参考値として、平成17年度の実績を表3.6.1に示す。

表3.6.1 埋立処分量（参考：平成17年度実績）

区 分		平成17年度実績値	単 位
埋立処分量 (重量)	1.最終処分量		
	(1)焼却残さ量	1,052.15	t
	(2)破砕不燃物量 (注)	470.03	t
	(3)直接一般ごみ	292.47	t
	2.覆土量(セラミックガラ)	418.50	t
	合 計	2,233.15	t
埋立処分量 (容量)	1.最終処分量		
	(1)焼却残さ量	936.91	m <sup>3</sup>
	(2)破砕不燃物量	479.43	m <sup>3</sup>
	(3)直接一般ごみ	649.28	m <sup>3</sup>
	2.覆土量(セラミックガラ)	334.80	m <sup>3</sup>
	合 計	2,400.42	m <sup>3</sup>

\*注 破砕不適物を含む

イ 浸出水原水の水質

埋立地から発生する浸出水原水の水質について、平成17年度の実績を表3.6.2に示す。

表 3.6.2 浸出水原水の水質（新最終処分場）

項 目	計画水質	平成 17 年度実績（最大値）
B O D	250 mg/	26 mg/
S S	300 mg/	13 mg/
C a <sup>2+</sup>	1,000 mg/	2,700 mg/
ダイオキシン類		- pg -TEQ/

(2) 搬入管理

ア 埋立廃棄物の確認

事業者は、搬入される埋立廃棄物を江別市が示す受入基準に基づき搬入監視を行うこと。不適物の混入が確認された場合は、適切に除去し、その処理について江別市と協議すること。

(3) 廃棄物の埋立管理及び覆土作業

事業者は、埋立作業に当たり、以下の事項等に留意すること。

- ア 埋立作業に当たっては、予め策定した埋立計画を遵守すること。
- イ 埋立廃棄物を計画的に順序良く埋立し、埋立廃棄物を種別に区分できるように記録し、埋立作業場所の最小化に努めること。
- ウ 埋立廃棄物の搬入が安全に行なわれるよう、状況に応じた的確に搬入車両を案内・指示すること。
- エ 埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。
- オ ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、そ族昆虫の発生防止、火災の発生防止及び景観等、環境保全の対策を目的に必要な応じて覆土を励行すること。なお、覆土材は事業者が調達すること。
- カ 埋立進捗状況を把握するため、年1回以上、残余容量の測定を実施すること。
- キ 遮水工の損傷に配慮し、重機の走行(急激な旋回等)や法面部遮水シート付近における埋立作業に十分注意すること。
- ク 周辺の環境保全上必要に応じて脱臭、殺虫及び消毒等に努め、薬剤の散布等を行うこと。

(4) 埋立進行に伴う施設整備

事業者は、埋立の進行に伴い必要となる以下の施設整備を行うこと。

なお、整備した設備・機器等の所有権は江別市に帰属する。また、当該施設整備の着工前に江別市と十分協議するとともに、竣工の際は遅滞なく江別市に報告し関係書類の提出をすること。

- ア ガス抜き設備の継ぎ足し。
- イ 埋立場所の移動等に伴う埋立地内搬入道路の設置替え。なお、搬入道路に使用する材料は事業者が調達すること。
- ウ 第2ブロック埋立時の雨水導水管の封鎖(浸出水吸水マンホール内)。
- エ 第2ブロック使用開始前に必要な設備の設置。

(5) 最終覆土

事業者は、第1ブロック埋立終了後、第1ブロックについて埋立計画で定められている最終覆土を行うこと。さらに、運営期間内に第2ブロックが埋立終了した場合は、第2ブロックについて埋立計画で定められている最終覆土を行うこと。

- ア 最終覆土の施工は、計画する埋立容量に達した後、速やかに行なうこと。
- イ 最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さくかつ植生に適した土砂を用いること。
- ウ 埋立地の開口部は全て最終覆土で覆い、転圧締めを十分に行うこと。また、表面を植生し緑化すること。
- エ 最終覆土に当たっては、ガス抜き設備が有効に機能するよう配慮すること。

(6) その他

- ア 運営期間中に埋立が完了した場合、埋立対象物の搬入先は江別市が指示する。
- イ 運営期間終了時において、浸出水処理施設の機能が維持された状態で江別市に引き渡すこと。

## 7 旧最終処分場に係る運転管理業務

事業者は、旧最終処分場の各設備を適切に運転管理し、旧最終処分場の基本性能（第1, 2, (11)参照）を発揮させ、埋立地から発生する浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理処分するとともに、経済的な運転管理に努めること。

### (1) 運転条件

事業者は、以下に示す条件に基づき、施設を適切に運転管理すること。

#### ア 浸出水原水の水質

埋立地から発生する浸出水原水の水質について、平成17年度の実績を表3.7.1に示す。

表 3.7.1 浸出水原水の水質（旧最終処分場）

項 目	計画水質	平成 17 年度実績（最大値）
B O D	700 mg/	7.3 mg/
S S	200 mg/	8.5 mg/
ダイオキシン類		- pg -TEQ/

### (2) 最終覆土

最終覆土は江別市において施工済みである。



## 8 計量棟に係る運転管理業務

### (1) 運転管理体制

- ア 事業者は、計量棟の設備・機器を適切に運転管理し、搬入される廃棄物の計量を行うこと。
- イ 事業者は、計量棟の設備・機器を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。
- ウ 事業者は、整備した運転管理体制について江別市に報告・提出し、江別市の承諾を得ること。
- エ 事業者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに江別市に報告・提出し、江別市の承諾を得ること。

### (2) 受入管理

事業者は、廃棄物、搬出物、回収物等を搬入・搬出する車両を計量棟において記録・確認、管理するとともに江別市に毎日報告・提出すること。

事業者は、搬入ごみを搬入しようとする者に対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、江別市が定める基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに江別市に報告すること。なお、搬入者への指導又は、協議について、明確に記録をとり江別市へ提出すること。

### (3) 案内・指示

事業者は、搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

### (4) ごみ処理手数料の徴収

事業者は、本施設に直接ごみを搬入しようとする者のうち、現金でごみ処理手数料の支払いをする者から、江別市が定める金額を、江別市が定める方法で、徴収しなければならない。事業者は、徴収した料金を江別市が定める方法によって、江別市の指定金融機関へ引き渡すこと。

### (5) 受付

計量棟における受付時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

なお、江別市が事前に指示する場合は、上記にかかわらず、受付業務を行うこと。

## 第4 維持管理業務

### 1 維持管理共通事項

- (1) 備品・什器・物品・用役の調達計画  
 事業者は、施設の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、提出すること。
- (2) 備品・什器・物品・用役の管理  
 事業者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要際には支障なく使用できるように適切に管理すること。
- (3) 備品・什器・物品・用役の事業終了時の取扱い  
 運営管理に必要な備品・什器・物品のうち、事業者が新たに購入したものは、原則として事業者に帰属するものとするが、その取り扱いについては事業終了時に江別市と協議する。また、予備品、消耗品については、江別市が運営期間開始時に、江別市の所有するものを事業者に引き渡すので、事業者は、運営期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、運営期間開始時に江別市から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を、江別市に引き渡すこと。
- (4) 施設の機能維持  
 事業者は、本件施設の設備・機器等を適切に管理し、本件施設の基本性能（第1, 2, (11) 参照）を運営期間にわたり維持すること。ただし、設備を改造した場合は、第三者機関により確認された性能を維持するものとする。
- (5) 改良保全  
 江別市と事業者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、江別市と事業者は協議すること。
- (6) 更新計画  
 ア 事業者は、運営期間内における施設の基本性能を維持するために、機器等の耐用年数を考慮した運営期間にわたる更新計画を作成し、江別市に提出すること。作成した更新計画について、江別市の承諾を得ること。  
 イ 事業者は、運営期間中に江別市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、江別市に提出すること。作成した更新計画について、江別市の承諾を得ること。  
 ウ 事業者は、更新計画の対象となる施設について、更新計画を踏まえ、機器の耐久度・消耗状況により、機器の更新を行うこと。ただし、関係法令改正及び天災等不可抗力によるものは、事業者による機器更新の対象から除くものとする。なお、更新した施設の所有権は江別市に帰属する。
- (7) 点検・検査計画  
 ア 事業者は、点検・検査計画に基づき、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画書を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。  
 イ 点検・検査実施計画書については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載するものとし、毎年度別の及び運営期間を通じたものをそれぞれ作成・提出し、江別市の承諾を得ること。  
 ウ 全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。

(8) 点検・検査の実施・報告

- ア 事業者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施すること。
- イ 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、事業者は臨時点検を実施すること。
- ウ 点検・検査に係る記録は適切に管理し、運営期間中または江別市との協議による年数保管すること。
- エ 点検・検査結果報告書を作成し、江別市に提出・報告すること。

(9) 補修に関する考え方

維持管理業務に含まれる補修とは、事業者が施設の基本性能を維持するために必要なプラント設備の修理及び機器更新（各機器により耐用期間が異なる。）並びに建築施設・設備の修理及び更新である。

(10) 補修計画の作成

- ア 事業者は、運営期間を通じた補修計画を作成し、江別市に提出すること。作成した補修計画について、江別市の承諾を得ること。なお、補修計画策定に当たっては、季節変動（ごみ搬入量、外気温、浸出水発生量、原水水質等）を十分考慮すること。
- イ 運営期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、江別市に提出すること。更新した補修計画について、江別市の承諾を得ること。
- ウ 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、江別市に提出すること。作成した各年度の補修計画は江別市の承諾を得ること。

(11) 補修の実施

- ア 事業者は、点検・検査結果に基づき、施設の基本性能を維持するために補修を行うこと。
- イ 補修に際しては、補修工事施工計画書を江別市に提出し、承諾を得ること。
- ウ 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、運営期間中または江別市との協議による年数保管すること。
- エ 事業者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。（参考：表4.1.1 補修の範囲）
  - （ア）点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための取替、調整
  - （イ）設備が故障した場合の修理、調整
  - （ウ）再発防止のための修理、調整
- オ 施設の設計、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等事業者の責に帰さないものについては、事業者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く江別市に報告・提出すること。

表4.1.1 補修の範囲

作業区分		概要	作業内容
点 検	予 防	日常点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。
		定期点検	故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。
補 修	保 全	定期点検整備	定期的に点検検査又は取替を行い、突発故障を未然に防止する。
		更正修理（補修）	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。
	事 後 保 全	緊急事後保全（突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。
		通常事後保全（事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。
その他	その他維持補修	柵などの補修	

表中の業務は、プラント設備、建築施設・設備、外構のいずれにも該当する。

(12) 施設の保全

事業者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、防災設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

(13) 施設の清掃

事業者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

## 2 焼却施設に係る維持管理業務

焼却施設を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

(1) 維持管理における点検・検査例を表 4.2.1 法定検査項目（参考）に示す

表 4.2.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上
2	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
3	発電用ボイラ	電気事業法 定期検査 同法施行規則 ボイラ  タービン	保安規程  1年を経過した日の前後1月をこえない時期 2年を経過した日の前後1月をこえない時期
4	タービン	電気事業法 定期検査 同法施行規則 タービン	保安規程  2年を経過した日の前後1月をこえない時期
5	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
6	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回
7	小型ボイラ小型圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回
8	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
9	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	6月に1回 1年に1回

10	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
11	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
12	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律  同法施行規則	・排ガス 1検体×2炉 1年以内ごとに1回 ・溶融スラグ 1検体 1年以内ごとに1回 ・飛灰 1検体×2炉 1年以内ごとに1回
13	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 同法施行規則	年4回以上
14	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 同法施行規則	常時
15	ばい煙	硫黄酸化物 ばいじん 塩化水素 窒素酸化物	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法 江別市公害防止条例
16	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

(2) 事業者は排出物の性状分析について、時期などを市と協議した上実施し、結果を報告提出すること。表4.2.2に例を示す。

表4.2.2 各種分析業務委託一覧

項目	内容	検体数	測定頻度
溶融スラグ	・溶出試験(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、アルキル水銀) ・含有試験(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、酸化カルシウム、全硫黄、三酸化硫黄、アルミニウム、鉄、塩化物量等) ・粒度試験	1検体	年12回
脱塩残さ 固化物	・溶出試験(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、アルキル水銀)	1検体	年4回

(3) 点検・検査の実施・報告

ア 作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めること。

イ 現場点検リスト（共通系、1系、2系、分別、BTG、余熱利用）

- ウ ごみクレーン月例点検表（破碎施設を含む）
- エ アンモニア気化装置月例点検表
- オ 電気月例点検表（受変電室）
- カ 電気月例点検表（電気室コントロールセンター）
- キ ばいじん計月間点検表
- ク 塩化水素分析計月間点検表
- ケ 煙道排ガス分析計月間点検表
- コ ばいじん計年間点検表
- サ 塩化水素分析計年間点検表
- シ 煙道排ガス分析計年間点検表
- ス ドライブコントロールシステム監視用帳票
- セ その他、江別市より指示された帳票、点検表

(4) 公害監視盤の管理

事業者は、公害監視盤の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

3 破碎施設に係る維持管理業務

破碎施設を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

(1) 施設の点検には表 4.3.1 の内容を含めること。

表4.3.1 処理施設の点検（参考）

No	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により使用設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検(週例、月例、3ヶ月点検)を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

(2) 維持管理における点検・検査例を表 4.3.2 法定検査項目（参考）に示す。

表4.3.2 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上
2	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
3	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回
4	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程

5	消防用設備	消防法 同法施行規則	点検 総合試験	6月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
6	危険物の貯蔵所	消防法	維持管理 点検	定期
7	フォークリフト、 ホイールローダ	労働安全衛生規則第151条の21	特定自主検査 定期自主検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
8	酸素濃度計、ガス検知 計、ピット発火監視装 置 校正及び定期点 検	計量法	定期検査	2年ごとに1回
9	その他必要な項目	関係法令		関係法令の規程

#### 4 新最終処分場に係る維持管理業務

新最終処分場を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

(1) 維持管理における点検・検査例を表4.4.1 法定検査項目（参考）に示す

表4.4.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上
2	第1種圧力容器	労働安全衛生法 検査前の有効期間等 ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査 性能検査	1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
3	第2種圧力容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回
4	小型ボイラ小型圧力 容器	ボイラ及び圧力容器安全規則 定期自主検査	1年以内ごとに1回
5	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
6	消防用設備	消防法 同法施行規則	点検 総合試験 6月に1回 1年に1回
7	危険物の貯蔵所	消防法	維持管理 点検 定期
8	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定



(2) 浸出水原水及び放流水の水質分析を以下のとおり実施すること。

ア 原水

月1回以上：pH、BOD、COD、SS

イ 放流水

月1回以上：pH、BOD、COD、SS、T-N、大腸菌群数

年1回以上：「表1.2.5 基準省令の排水基準」の水質項目のうち、月1回の項目を除く全て及びダイオキシン類

ウ 地下水

年1回以上：「表1.2.5 基準省令の排水基準」の水質項目のうち、月1回の項目を除く全て及びダイオキシン類

(3) モニタリング井戸の管理

事業者は、地下水モニタリング井戸の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

## 5 旧最終処分場に係る維持管理業務

旧最終処分場を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

(1) 維持管理における点検・検査例は第4.4.(1)による。

(2) 浸出水原水及び放流水の水質分析を以下のとおり実施すること。

ア 原水

1ヶ月に1回以上：pH、BOD、COD、SS、窒素含有量

6ヶ月に1回以上：「表1.2.5 基準省令の排水基準」の水質項目のうち、3ヶ月に1回以上の項目を除く全ての項目及びダイオキシン類

イ 放流水

月1回以上：pH、塩化物イオン、BOD、COD、SS、T-N、大腸菌群数

年1回以上：「表1.2.5 基準省令の排水基準」の水質項目のうち、月1回の項目を除く全て及びダイオキシン類

ウ 地下水

年1回以上：「表1.2.5 基準省令の排水基準」の水質項目のうち、月1回の項目を除く全て及びダイオキシン類

(3) モニタリング井戸の管理

事業者は、地下水モニタリング井戸の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

## 6 計量棟に係る維持管理業務

計量棟を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

- (1) 維持管理における点検・検査例を表 4.6.1 法定点検項目（参考）に示す。

表4.6.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	計量機	計量法 定期検査	2年に1回
2	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規程

## 7 その他建築物・関連設備等に係る維持管理業務

### (1) 建築物等の定義

ア 建築物とは要求水準書の第1総則、1計画概要、(5)対象施設の内、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいい、建築設備を含むものとする。

イ 関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備・合併浄化槽、空調設備、防災・消防設備、ガス設備、井戸設備、エレベータ等の建築設備のほか、駐車場、構内道路、スラッグストックヤード、植栽等の外構、その他煙突、避雷針等を含むものとする。

ウ その他本事業において必要な車両・重機等を含むものとする。

### (2) 業務対象

建築物の屋根・外壁、内装（天井・壁・床）、建具、階段、付帯する工作物並びに建築設備、外構（植栽含む）、車両・重機等とする。

### (3) 業務内容

#### ア 建築物点検保守業務

事業者は建築物施設の劣化に伴う機能低下を防ぎ性能を維持するよう、建築物各所の点検・保守・修理を行う。また、敷地内の植栽帯を美観に配慮し維持すること。

#### イ 建築設備維持管理業務

事業者は建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守管理を行う。(法令点検も含む。)また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めること。

#### ウ その他関連設備等の機能維持

事業者は、設備・機器等を適切に管理し、その他関連設備等の基本性能（第1, 2, (11)参照）を運営期間にわたり維持すること。

エ 設備などの維持管理における点検・検査例を表 4.7.1 法定点検項目（参考）に示す

表 4.7.1 法定点検項目（参考）

No	項目	法令・通知等	備考
1	消防設備・自動火災 報知設備	消防法 定期点検	1年以内ごとに2回
2	エレベータ	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検 査 定期自主検査 性能検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
3	給排水設備 ・合併処理浄化槽	水道法 浄化槽法	1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回

## 第5 環境管理業務

### 1 環境保全基準

- (1) 事業者は、公害防止条件、関係法令、「江別市新廃棄物処理施設における生活環境影響調査」等の環境保全基準を遵守すること。
- (2) 法改正等により環境保全基準を変更する必要がある場合は、江別市と協議すること。

### 2 環境保全計画

- (1) 事業者は、運営期間中、環境保全基準に係る協定書に基づき遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。
- (2) 事業者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。
- (3) 事業者は、環境保全基準の遵守状況について江別市に報告・提出すること。

### 3 新最終処分場の環境管理計画

新最終処分場に埋立てた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。

- (1) 事業者は、新最終処分場に係るモニタリング等の計画を整理した「環境管理計画書」を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。
- (2) 新最終処分場周縁の地下水について、事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。

月1回以上：pH、塩化物イオン、電気伝導率、過マンガン酸カリウム消費量

年1回以上：「表5.3.1 基準省令の地下水水質等基準」に示す水質項目及びダイオキシン類

- (3) 埋立地底部に設置された遮水工の破損検知システムにより、遮水シートの状況を監視すること。また、破損が検知された場合は遅滞無く江別市に報告し、協議の上、速やかに対策を講ずること。

表 5.3.1 基準省令の地下水水質等基準

水 質 項 目	基 準
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
カドミウム	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛	1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下
六価クロム	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
砒素	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2 - ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
シス 1,2 - ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2 - トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
1,3 - ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
セレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ダイオキシン類	1pg -TEQ/ 以下

水質項目及び検査基準は「基準省令」による。  
 ダイオキシン類は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」による。

#### 4 旧最終処分場の環境管理計画

旧最終処分場に埋立てられた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。

- (1) 事業者は、旧最終処分場に係るモニタリング等の計画を整理した「環境管理計画書」を作成・提出し、江別市の承諾を得ること。

- (2) 旧最終処分場周縁の地下水について、廃止または事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。

月1回以上：pH、塩化物イオン、電気伝導率、過マンガン酸カリウム消費量

年1回以上：「表5.3.1 基準省令の地下水水質等基準」に示す水質項目及びダイオキシン類

- (3) 発生ガスについて、廃止または事業終了年度まで継続的なモニタリングを実施すること。  
埋立地内より発生しているガスの状況をモニタリング孔にて定期的に測定し報告書を提出する。測定項目は、発生量および成分濃度とする。測定の頻度は当面1回/年とし、ガス発生量等の状況に応じて測定の頻度を見直す。測定項目等を表5.4.1に示す。

表 5.4.1 発生ガスの測定項目、測定頻度等

測定項目	単 位	爆発範囲 (Vol %)
メ タ ン	%	5 ~ 15.0
二酸化炭素	%	-
酸 素	%	-
窒 素	%	-
アンモニア	ppm	16 ~ 25
硫化水素	ppm	4.3 ~ 45
発生ガス量	cm <sup>3</sup> /min	-

## 第6 防災管理業務

### 1 二次災害の防止

事業者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めること。

### 2 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成・提出し、江別市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善をし江別市に報告・提出すること。

### 3 自主防災組織の整備

事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び江別市等への連絡体制を整備し、速やかに江別市に報告・提出すること。なお、体制を変更した場合も、速やかに江別市に報告・提出すること。

### 4 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練等の結果について速やかに江別市へ報告書を提出すること。

### 5 事故報告書の作成

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を江別市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、江別市に提出すること。

## 第7 その他関連業務

### 1 清掃

事業者は、敷地内の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

### 2 植栽管理

景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行うこと。管理業務の対象範囲は、本施設敷地内の植栽等とする。

### 3 除雪

事業者は、冬期間本事業を円滑に推進するため、必要に応じ本件施設内の除雪を行うこと。

### 4 保険

事業者は、運営期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について検討する共に、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。